

IV 学校教育の内容と 基本的な考え方

6 体育・健康安全に関する指導

(3) 学校安全・危機管理

基本的な考え方

学校安全は、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。そのため学校安全の活動は、安全教育、安全管理、組織活動の三つの主要な活動から構成され、学校保健安全法第27条による学校安全計画に基づいて実施されている。

学校安全計画

学校安全計画とは、学校における児童生徒等の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する事項が記載されたものである。安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災と同義）の三つの領域に関する安全教育と安全管理を進めることが大切である。

なお、京都府では、東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒等の一層の安全確保を図るよう改めて防災に関する取組を見直し、右の事項を視点に防災教育を推進することとしている。

防災教育推進の視点

- 1 実効性のある防災に関する取組
 - (1) 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施
 - (2) 訓練方法の工夫
 - (3) 訓練後の検証
 - 2 危険等発生時の対処の見直し
 - (1) 対応チームの編成
 - (2) 危険等発生時の対処行動
 - (3) 登下校時、在宅時に発生する災害における対応
 - (4) 原子力災害発生の場合の対応（参考）
- （京都府教育委員会 平成23年6月）

安全教育と安全管理

安全教育は、学校教育活動全体を通して安全に関する資質・能力をはぐくむことを目指しており、安全管理は、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。例えば、安全管理として把握した、児童生徒等の安全に関して望ましくない行動から、適切な行動や実践について考えさせるなどの安全教育につなげるといった一体的な活動を展開することによって、学校安全の確保を図ることが重要である。

危機管理

学校は、学校管理下で発生する事故災害に備え、事前、発生時、事後の適切な対応を行うために危機管理体制を確立しなければならない。

まず、事故災害を未然に防ぐために、日常的に校内の安全点検や巡回等を実施し、必要な安全対策を講じるとともに、教職員が様々な危機に迅速かつ適切に対処できるよう、救急車の要請及び管理職への報告等を含む校内連絡体制の確認を行い、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）について、校内の全教職員が共通理解をしておく必要がある。

事故災害等が発生した場合は、迅速な初動対応が最も大切であることから、学校は、「危険等発生時対処要領」に沿って、危機管理責任者である校長を中心に対応チームを機能させ、児童生徒等の安全を確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を行う。また、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

事後には必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。また、発生原因の究明や従来の安全対策の検証を行うとともに、再発防止対策に万全を期す必要がある。

学校安全推進上の留意点

安全は、教育と管理を一体のものとして行うことによって維持するものである。学校管理下における事故災害の実態を見ると、不可抗力といった要素もあるが、安全教育あるいは安全管理が徹底されていれば、未然に防止できたと思われる事例もある。

また、同一校で類似の事故災害が再発している事例もある。事故災害の再発を防止するために、原因を究明し、その予防や対応を検討することが必要である。さらに、検討した結果を安全教育及び安全管理に生かすようにする。しかし、事故防止を考えるあまり、管理的側面が強調されて禁止事項が多くなり、本来積極的であるべき教育活動や計画が消極的になってしまうことは避けなければならない。

児童生徒等の安全を守るために、各学校において作成した学校独自の「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を防犯・防災訓練等を通して検証し実効性の高いものへ改善するとともに、登下校時及び学校内の安全確保に努める必要がある。

さらに、学校安全の推進については教職員のみでの取組では十分でないため、児童生徒等の保護者、関係機関・団体及び地域住民等と共同訓練を実施する等の連携を図ることが重要である。

学校安全の三つの領域

- 生活安全 生活安全（防犯を含む）に関する指導は、各教科、日常生活で起こりうる、事件・事故の内容や発生原因、被害防止と安全の確保の方法について理解させるとともに、不審者から危害を加えられる事件、誘拐や傷害等の犯罪被害防止等防犯に関する指導も含めて行うものである。
- 交通安全 交通安全に関する指導は、発達段階に応じて、様々な交通場面における危険について理解させ、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにするとともに、交通社会の一員としての責任と義務について理解を深めることができることを目指して行うものである。
- 災害安全 災害安全に関する指導は、自然災害や火災、原子力災害に関する内容を取り扱い、様々な災害発生時における危険について理解させ、正しい備えと適切な判断ができ、地域社会の一員として自主的に行動する態度を身に付けさせることを目指して行うものである。

資料⑧ P163

《参考資料》

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和3年6月）
- 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成31年3月改訂）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省 平成24年3月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて～原子力防災編～」（京都府教育委員会 平成27年4月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」（京都府教育委員会 平成24年1月）